告示

○農林水産省告示第百三十四号

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条の規定に基づき、同規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限等を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

（負担金の納付期限）

第一条　肉用牛の生産者が支出する負担金についての畜産経営の安定に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第三号の農林水産大臣が定める期限は、次の表の上欄に掲げる肉用牛の品種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

品種	期限
一　黒毛和種	満二十五月齢に達する日の属する月の末日
二　褐毛和種	満二十二月齢に達する日の属する月の末日
三　前二号に掲げる品種以外の肉専用種（牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が乳用種（その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の品種をいう。以下同じ。）でないものの品種をいう。以下同じ。）	満二十月齢に達する日の属する月の末日
四　交雑種（肉専用種と乳用種との交雑により生じた品種（この品種と乳用種との交雑により生じた品種を含む。）をいう。以下同じ。）	満二十二月齢に達する日の属する月の末日
五　乳用種	満十八月齢に達する日の属する月の末日

2　肉豚の生産者が支出する負担金についての規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限は、四月から六月まで（以下この項において「第一四半期」という。）並びに七月から九月まで、十月から十二月まで及び翌年一月から三月までの各区分による期間（以下この項において「その他の四半期」という。）ごとに、肉豚であって独立行政法人農畜産業振興機構の理事長（以下「理事長」という。）が定めるものについて、第一四半期にあっては七月三十一日まで、その他の四半期にあっては当該その他の四半期の末日とする。

3　理事長は、災害その他の理由により肉用牛又は肉豚の生産者による負担金の納付期限が前二項に規定する期限により難い場合には、前二項の規定にかかわらず、その期限を別に定めることができる。

（肉用牛の月齢）

第二条　規則第四条第二号の農林水産大臣が定める月齢は、満十七月とする。

（会社である肉用牛又は肉豚の生産者の要件）

第三条　規則第四条第三号イの農林水産大臣が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する会社であること。

二　農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有している株式会社であること。

（肉用牛の枝肉の規格に係る事項）

第四条　規則第八条第一項第一号の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

一　部分肉歩留り
二　脂肪交雑
三　締まり及びきめ
四　脂肪以外の部分の色沢
五　脂肪の色沢及び質

（肉豚の品種の区分）

第五条　規則第八条第二項及び第九条第二項の農林水産大臣が定める品種の区分は、全ての品種をもって一の区分とする。

（肉豚の枝肉の規格に係る事項）

第六条　規則第八条第二項第一号の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

一　重量
二　均称
三　肉付
四　脂肪付着
五　仕上げ
六　締まり及びきめ
七　脂肪以外の部分の色沢
八　脂肪の色沢及び質
九　脂肪の沈着

附　則

（施行期日）

1　この告示は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に肥育されている肉用牛に係る第一条第一項の規定の適用については、同項中「に定める期限」とあるのは「に定める期限又は施行日から起算して六月を超えない範囲内において理事長が定める期限のいずれか遅い日」とする。

3　施行日から起算して四月を経過する日までに到来する肉豚に係る負担金の納付期限については、第一条第二項の規定にかかわらず、当該日とする。

○農林水産省告示第百三十五号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

第一号中「金額とする。」を「金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。この場合において、当該金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」に、「一キログラム当たり〇円」を「零」に改める。